平成27年度	工　事　設　計　書		
担　当　名	建設課　土木担当		
河川路線名	市道1276号線		
工事場所	山梨市　牧丘町成沢　地内		
事　業　名	―		
工　事　名	市道1276号線道路改良(その4) 工事		
工事概要	施工延長 L=63.3m W=4.0m 補強土壁工 A=252m2 ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積工 A=88.8m2 側溝工 L=61.4m 集水桝・ﾏﾝﾎｰﾙ工 6箇所 管渠工 L=54.3m ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工 A=525m2 路側防護柵工 L=59m		
工事価格	円	請負工事価格	円
消費税相当額	円	消費税額	円
請負工事費	円	請負代金額	円

山　梨　市

本工事費内訳書

市道1276号線道路改良(その4)工事

名　称・規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
道路改良	式	1			費目行
道路土工	式	1			工種行
掘削工	式	1			種別行
掘削(土砂)	m3	500			
掘削(軟岩)	m3	70			
転石破砕	m3	160			
盛土工	式	1			種別行
盛土(流用土)	m3	210			
路体盛土工	式	1			種別行
路体(流用土,発生土)	m3	620			
路床盛土工	式	1			種別行
路床(流用土)	m3	200			
土砂等運搬	式	1			種別行
発生土運搬(発生土)	m3	640			
仮置き運搬(流用土) 【往復】	m3	500			
法面整形工	式	1			種別行
法面整形(盛土部)	m2	190			
残土処理工	式	1			種別行
残土処理(軟岩)	m3	70			
残土処理(転石)	m3	160			
法面工	式	1			工種行
植生工	式	1			種別行
植生ｼｰﾄ	m2	190			

本工事費内訳書

市道1276号線道路改良(その4)工事

名　称・規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
擁壁工	式	1			工種行
作業土工	式	1			種別行
床掘り	式	1			
埋戻し	式	1			
補強土壁工	式	1			種別行
補強土基礎 【B700,H200 敷砂】	m	26			
緑化補強土壁 【壁面勾配1:0.3】	m2	252			
排水工	式	1			
置換砕石 【RC-40】	m3	59			
間詰めｺﾝｸﾘｰﾄ 【18-8-40BB】	m3	48			
石･ﾌﾞﾛｯｸ積(張)工	式	1			工種行
作業土工	式	1			種別行
床掘り	式	1			
埋戻し	式	1			
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工	式	1			種別行
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ基礎Ⅱ型 【底幅B=520　高さH=300】	m	31			
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積(土留Ⅲ型) 【控え350,粗面】	m2	5 8			
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積(路側Ⅰ型) 【控え350,粗面】	m2	83			
天端ｺﾝｸﾘｰﾄ	式	1			
小口止ｺﾝｸﾘｰﾄ 【18-8-40BB(W/C=60%以下】	m3	3 6			
排水構造物工	式	1			工種行
作業土工	式	1			種別行
床掘り	式	1			

本工事費内訳書

市道1276号線道路改良(その4)工事

名　称・規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
埋戻し	式	1			
側溝工	式	1			種別行
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄU型側溝 【PU1型,240】	m	41			
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄU型側溝 【PU3型,300A】	m	35			
自由勾配側溝 【300*300,横断用】	m	49			
自由勾配側溝 【300*500,横断用】	m	12			
集水桝・ﾏﾝﾎｰﾙ工	式	1			種別行
集水桝2型 【300*300*300,18-8-40BB(W/C=60%以下)】	箇所	1			
集水桝3型 【400*400*750,18-8-40BB(W/C=60%以下)】	箇所	1			
集水桝4型 【800*800*2000,18-8-40BB(W/C=60%以下)】	箇所	1			
集水桝5型 【800*800*1500,18-8-40BB(W/C=60%以下)】	箇所	1			
集水桝6型 【300*300*300,18-8-40BB(W/C=60%以下)】	箇所	1			
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾏﾝﾎｰﾙ 【2号ﾏﾝﾎｰﾙ】	箇所	1			
管渠工	式	1			種別行
管渠 【耐圧ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管,φ600】	m	26			
管渠 【ﾋｭｰﾑ管,φ600,360°巻き立て】	m	1			
管渠 【VP管,φ200】	m	19			
管渠 【VP管,φ300】	m	83			
舗装工	式	1			工種行
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	式	1			種別行
下層路盤 【RC-40,t=150mm】	m2	89			
上層路盤 【M-40,t=150mm】	m2	89			
基層 【再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20),t=50mm】	m2	89			

本工事費内訳書

市道1276号線道路改良(その4)工事

名　称・規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
表層 【再生密粒ｱｽｺﾝ(13),t=50mm】	m2	89			
ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	式	1			種別行
路盤 【RC-40,t=150mm】	m2	544			
ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装 【18-8-40BB(W/C=60%以下),t=120mm】	m2	525			
縁石工	式	1			工種行
縁石工	式	1			種別行
地先境界ﾌﾞﾛｯｸ 【A種,120*120】	m	28			
区画線工	式	1			工種行
区画線工	式	1			種別行
溶融式区画線 【実線・ｾﾞﾌﾞﾗ15cm】	m	51			
溶融式区画線 【破線15cm】	m	14			
溶融式区画線 【実線・ｾﾞﾌﾞﾗ45cm】	m	32			
防護柵工	式	1			工種行
作業土工	式	1			種別行
埋戻し	式	1			
路側防護柵工	式	1			種別行
ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ 【Gr-C-2B,ﾀﾞｰｸﾌﾞﾗｳﾝ,標準型・Co用】	m	27			
ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ 【Gr-C-4E,ﾀﾞｰｸﾌﾞﾗｳﾝ】	m	32			
防止柵工	式	1			種別行
転落(横断)防止柵 【4段ﾋﾞｰﾑ　ﾀﾞｰｸﾌﾞﾗｳﾝ　H=1100】	m	12			
ｺﾝｸﾘｰﾄ削孔	式	1			
標識工	式	1			工種行
小型標識工	式	1			種別行

本工事費内訳書

市道1276号線道路改良(その4)工事

名　称・規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
標識板設置 【201-A】	枚	2			
道路付属施設工	式	1			工種行
道路付属物工	式	1			種別行
車線分離標 【可変式,本体径80mm,H800】	本	11			
構造物撤去工	式	1			工種行
防護柵撤去工	式	1			種別行
ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ撤去	m	27			
標識撤去工	式	1			種別行
標識撤去	基	2			
構造物取壊し工	式	1			種別行
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し 【無筋構造物】	m3	1 9			
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し 【鉄筋構造物】	m3	15			
舗装版取壊し 【As舗装版,10cm以下】	m2	253			
舗装版取壊し 【Co舗装版,10cm以下】	m2	10			
舗装版切断 【As舗装版,t=15cm以下】	m	16			
殻運搬処理	式	1			種別行
殻運搬処理 【As殻】	m3	10			
殻運搬処理 【Co殻】	m3	3 4			
殻運搬処理 【鉄筋Co殻】	m3	15			
付帯工	式	1			工種行
付帯工	式	1			種別行
付帯工	式	1			
直接工事費					

山梨市役所

本工事費内訳書

市道1276号線道路改良(その4)工事

名　称・規　格	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　要
共通仮設費計					
共通仮設費(積上分計)					
安全費	式	1			
技術管理費	式	1			
共通仮設費(率分)	式	1			
純工事費					
現場管理費	式	1			
工事原価					
一般管理費等	式	1			
契約保証	%				
一般管理費等計					
工事価格					
消費税相当額	%				
請負金額					

特　記　仕　様　書

事業名：　-

工事名：　市道 1276 号線道路改良(その 4)工事

山梨市

１．適用範囲

この仕様書は「土木工事共通仕様書」（平成 27 年 4 月山梨県県土整備部版と同じ）第 1 章 第 1 節 1-1-2 に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記共通仕様書による。

２．疑義等

この特記仕様書に記載のない事項及び本工事施工にあたり疑義が生じた場合には､請負者は、監督員と協議しその指示に従わなければならない。

３．工期

工期は、契約日の翌日から平成 28 年 3 月 18 日までとする。

４．工程関係

１）請負者は、工事の施工に先立ち、地元関係者に工事内容の説明を行うものとする。また、その日時、内容については、事前に監督員と協議の上決定するものとする。

２）本工事の施工区間及び施工区分は下表のとおりとするが、警察等第三者との協議の結果、施工時間帯が変更になる場合は、事前に監督員と協議するものとする。

施工区間	施工区分	施工時間
全区間	昼間	8:30～17:00

３）休日は、土曜日・日曜日・祝日・年末年始とする。請負者は、休日および（２）の施工時間外に作業するときは、様式－28 により、「土・休日・夜間作業届」を監督員に提出するものとする。

４）本工事の同一区間において、下記の工事が行われる予定である。事前に施工業者と十分に協議した上で施工計画を立て、円滑に工事が進行するよう努めなければならない。

工事名	施工業者	発注機関	備考
(仮)配水管敷設工事	未　定	山梨市役所水道課	工期：未定 本工事の盛土完了後、舗設前に施工予定

５．公害対策等

１）請負者は、工事に伴い発生する粉じん等により，公衆に迷惑を及ぼすことのないように、清掃には十分に配慮しなければならない。また、散水車等により散水防じんを実施するものとする。

２）請負者は、本工事に伴い周辺構造物に影響があると思われる範囲については、施工中及び施工後において問題が起きないよう対策を講じておくとともに､仮に問題が起きた場合にも、対処出来るような調査・検討を行わなければならない。

３）請負者は、河川の水を濁らせないよう十分な対策をとらなければならない。

４）請負者は、騒音・振動・悪臭規制マニュアルに基づき、周辺環境に影響を及ぼさないよう十分な対策をとらなければならない。

６．工事中の安全確保

１）工事区域内の安全を確保するために、現場条件及び交通管理者との協議に基づき標識類、防護柵及び保安用の夜間照明設備等を設置するものとする。また、工事区域内の段差等の解消に努め、必要に応じて仮舗装等を行うものとする。

２）本工事における交通規制及び交通誘導員の配置は下記のとおりとする。ただし交通管理者等との協議の結果または、条件変更等に伴い変更する必要が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

ア）規 制 区 分　　全面通行止め、片側通行止め(国道部)

イ）交通誘導期間　　全区間施工時は配置するものとし、2 人/日とし、概ね 85 日間
ただし、国道部を施工（片側通行止め)するときは 3 名/日を配置する

７．工事用道路関係

工事用資材搬入路として、一般道路を使用することになるので、使用中は定期的に点検・清掃等を行うものとする。

８．仮設備関係

仮設構造物（土留め矢板・覆工板）等が必要な場合は監督員と協議するものとする。

９．建設発生土の搬出

１）本工事における建設発生土の処理は、指定処分 B とする。施工者は、搬出先が確定したら直ちに施工計画書または、工事打合簿にて搬出先及び運搬距離を監督員に報告し承諾を得るものとする。運搬距離については原則 8km 以内とし、8km を超える場合は、監督員の承諾を得るものとする。なお、運搬距離は実際の運搬距離に応じて変更するが、8km を超える場合については 8km とする。この特記事項は、「建設副産物処理基準」（山梨県県土整備部、　平成 21 年 2 月 1 日最終改訂）【４】設計・積算・施工の３．建設発生土の指定処分 B に代わるものとする。

２）100 ㎥（地山量）以上の建設発生土を、他市町村へ搬出する場合は「建設発生土搬出のお知らせ」により、受入市町村に報告するとともに、その書類を、工事完成書類に添付しなければならない。

１０．建設廃棄物の適正処理

１）本工事の施工により発生する、コンクリート塊、アスファルト塊は、廃棄物処理法に基づき該当産業廃棄物の処分業の許可を得ている、再資源化施設で適正に処理すること。

２）その他

ア）処理許可業者に委託する段階で、泥、ゴミ、木片、金属類等を混入させないこと。

イ）処理許可工場に持ち込み後、建設廃材の処理状況を様式－17 に記入し、最終処分終了確認時の D 票の写しと共に工事完成書類に添付するものとする。

ウ）地中部分の構造物については、設計図面と異なる場合は監督員と協議するものとする。

１１．再資源利用計画（実施）書及び再生資源利用促進計画（実施）書の提出

１）請負金額が 1,000 千円を超える工事については、建設副産物実態調査（センサス）の対象工事であり、請負者は「建設リサイクルデータ統合システムーCREDASー」により作成した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を出力し施工計画書に添付し監督員に提出すること。

２）工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正し、作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を完成書類に添付し、電子データを電子媒体により監督員に提出すること。

３）入力した工事データは自社で 1 年間保管するものとする。

４)「建設リサイクルデータ統合システム-CREDAS-」は入力時の最新版を国土交通省ホームページからダウンロードして入手すること。

URL　http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/download.htm

１２．建設リサイクル法対象建設工事の届出に係わる事項の説明等

請負金額が 5,000 千円を超える工事については、建設リサイクル法の対象工事であり、落札者は建設リサイクル法第 12 条に基づき、落札後に配布される書面により契約事務担当者に、契約前に説明を行うものとする。

１３．施工計画書

１）請負者は、工事請負金額が 10,000 千円以上の工事について、工事着手前に施工計画書を提出しなければならない。また、10,000 千円未満の工事についても、簡易な施工計画書を提出しなければならない。簡易な施工計画書は、最低限以下の内容について記載するものとする。

ア）計画工程表

イ）現場組織表

ウ）施工方法

エ）安全管理

オ）緊急時の体制及び対応

カ）交通管理

２）請負者は、施工計画書または簡易な施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。特に前項のア～カの事項について変更が生じた場合は必ず変更施工計画書を提出すること。

１４．工事支障物件等

請負者は、工事着手前に地下埋設物等の支障物件について調査しなければならない。なお、調査の結果、工事に支障がある場合は、速やかに監督員に報告するとともに、施工方法、工程等について協議しなければならない。

地下埋設物	問合せ先	連絡先	備考
東京電力	山梨カスタマーセンター	0120-995-882	
NTT	㈱NTT 東日本-山梨	0120-159-139	
畑かん	笛吹川沿岸土地改良区	0553-22-2469	

流域下水道	㈶山梨県下水道公社	055-263-2738	
山梨市公共下水道	山梨市下水道課	0553-22-1111	
水道	山梨市水道課	0553-22-1111	

１５．低騒音型建設機械の使用

１）本工事において、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(S51.3.2 建設省経機発第 54 号、建設大臣官房技術参事官から各地方建設局長あて最終改正 S62.3.30 建設省経機発第 58 号)に基づき、低騒音型建設機械を使用原則を図る場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(H9.7.31 建設省告示第 1536 号最終改定 H13.4.9 建設省告示第 487 号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

２）施工現場において指定機械であることを識別するラベルが確認できるように、建設機械を写真撮影し、工事写真帳に添付すること。

１６．材料確認

１）請負者は、二次製品、半製品、その他監督員が指示した材料について、施工前に監督員の確認を受けなければならない。

２）材料確認の申請は工事打合簿により行うものとする。

１７．段階確認

１）請負者は、下記の項目について、監督員の段階確認を受けなければならない。

ア）型枠検査

イ）配筋検査

ウ）出来形検査

エ）その他監督員が指示する段階確認

２）段階確認の申請は工事打合簿により行うものとする。

１８．施工中の立会

１）請負者は、下記の項目の実施にあたって、関係者の立会を受けなければならない。

ア）監督員及び第三者機関において立会が必要と認める事項。

イ）地権者との協議事項。

２）立会いの申請は工事打合簿により行うものとする。ただし、第三者機関等に立会を依頼する場合は、その機関の指示に従うこと。

３）立会は、立会一覧表（様式－6）にて管理するものとする。なお、第三者機関及び地権者等に立会を依頼した場合は、確認者に押印してもらうこと。

１９．完成検査

１）検査基準は「土木工事施工管理基準および規格値」によるものとする。

２）人員の配置を考え、必要人員を確保するものとする。

２）道路の交通に支障がある場合は、交通誘導員を配置するものとする。

２０．工事完成図書

請負者は、工事完成図書として以下の書類をファイリングし提出しなければならない。

１）工事日誌（様式－2）
２）工事打合簿（様式－1）
３）立会一覧表（様式－4）
４）施工管理表表紙（様式－8）
５）出来形管理表（様式－6、様式－7）（設計・実施数量対比表をつけること）
６）完成図
６）コンクリート品質試験管理票（様式-8）
７）出来型管理表（舗装厚用）（様式－10）
８）舗装展開図・面積計算表
９）再生資源利用計画書（実施書）（様式－11）
１０）再生資源利用促進計画書（実施書）（様式－12）
（契約書・経路図・写真・マニュフェストD票含む）
１１）工事実施工程表
１２）工事現場内における安全管理状況報告書（様式－13）
１３）安全教育・訓練等の実施状況表（様式－15）
１４）施工計画書
１５）変更施工計画書
１６）道路使用許可証の写し
１７）建退共の証書の写し（加入している場合）
１８）その他（保証書、取扱説明書等）

２１．工事写真

請負者は、工事写真として以下の書類を提出しなければならない。

１）写真管理基準に基づき撮影した写真（1部）
２）その他、監督員が指示する写真（必要部数）

２２．その他

１）住民とのトラブルのないよう従業員教育の徹底を図ること。
２）地権者の要望等により工程が左右される場合があるが、可能な限り対応すること。
３）工事完成後は、後かたづけ、側溝等の清掃を行うこと。
４）請負者は、建設工事必携（H26年4月）「参考資料」を参照し、適切な提出時期に「21.提出書類関係様式集」による様式で書類を提出すること。
５）本工事に関する提出物及び、協議・承諾は、全て工事打合簿（様式-1）に添付しその都度提出すること。特に設計変更に関わる事項については、工事打合簿による提出がない場合は原則として設計変更は行わない。
６）図面等設計図書及び、参考資料には一部個人情報を含むものがあるので、取り扱いには十分注意すること。